

発議第1号

熊本市議会会議規則の一部改正について

地方自治法第112条及び熊本市議会会議規則第13条第1項の規定により、熊本市議会会議規則の一部を改正する規則案を次のとおり提出する。

令和3年3月24日提出

熊本市議会議員	原 口 亮 志
同	西 岡 誠 也
同	津 田 征 士 郎
同	澤 田 昌 作
同	田 中 敦 朗
同	光 永 邦 保
同	坂 田 誠 二
同	三 島 良 之
同	原 亨
同	小佐井賀瑞宜
同	福 永 洋 一
同	井 本 正 広
同	藤 永 弘

熊本市議会議長 紫 垣 正 仁 様

## 熊本市議会会議規則の一部を改正する規則

熊本市議会会議規則（平成25年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「疾病」を「公務、疾病、育児」に、「その他事故」を「その他のやむを得ない事由」に改め、同条に次の1項を加える。

3 議員は、出産のため招集に応ずることができないとき又は会議に出席できないときは、前項の規定による届出に際し、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして提出することができる。

第84条の見出し中「保存年限」を「保存期間」に改め、同条中「保存年限は、永年とする」を「保存期間については、熊本市公文書管理条例（令和2年条例第60号）の定めるところによる」に改める。

第86条中「疾病」を「公務、疾病、育児」に、「その他事故」を「その他のやむを得ない事由」に改め、同条に次の1項を加える。

2 委員は、出産のため会議に出席できないときは、前項の規定による届出に際し、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして提出することができる。

第147条の2中「疾病」を「公務、疾病、育児」に、「その他事故」を「その他のやむを得ない事由」に改め、同条に次の1項を加える。

2 協議等の場の構成員は、出産のため会議に出席できないときは、前項の規定による届出に際し、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして提出することができる。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第84条の見出しの改正

規定及び同条の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

(提出理由)

標準市議会会議規則の一部改正に伴い、本市もこれに準じて、会議等の欠席事由に係る規定の整備及び出産に伴う欠席期間の範囲の明確化を行うとともに、熊本市公文書管理条例（令和2年条例第60号）の施行に伴い、必要な規定の整備をするため、所要の改正を行うものである。